

**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係
第一種製造者・冷凍関係の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範 KHKS 1304 (指針)**

H18.3.〈2次案〉

| <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 第一種製造者・冷凍関係事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範 KHKS 1304 (指針)</p> | <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 第一種製造者・冷凍関係事業所用 東南海・南海地震防災規程の規範</p> | <p align="center">備 考</p> |
|---|--|---|
| <p align="center">ま え が き</p> <p>平成16年4月及び平成17年8月に公布され、平成17年9月1日から施行された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法」という。)第7条及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法施行令第3条の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内における高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)に係る第一種製造者(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限り、また、不活性ガスのみの製造者を除く。)は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成し、知事に届け出るとともに、写しを市町村長に送付することが定められた。また、地域の指定の際に現に製造を行っている当該第一種製造者は、その指定の日から6ヶ月以内に対策計画を作成し、届出及び写しの送付を行うことが定められている。なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法第8条の規定により、高圧法による危害予防規程に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法第7条に規定する事項について定めたときは、対策計画とみなされることになっている。</p> <p>このため、平成17年9月1日付け経済産業省令第86号によりコンビナート等保安規則第22条、液化石油ガス保安規則第61条、一般高圧ガス保安規則第63条及び冷凍保安規則第35条が改正され、第一種製造者(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限り、また、不活性ガス又は圧縮空気のみ製造者を除く。以下同じ。)が定める危害予防規程において「①日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること」の細目(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。)を定めることとなった。</p> <p>この規程は、冷凍保安規則の適用を受ける第一種製造者の事業所を対象とするものであって、危害予防規程を変更しその追加規程として定める日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範である。</p> <p>各事業所の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の作成に当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に基づき指定の機関が定めた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画(以下「推進計画」という。)と矛盾又は抵触することのないよう、この規程を参考にするとともにそれぞれの事業所の実態に適合するよう作成されたい。</p> <p align="right">平成18年 月</p> | <p align="center">ま え が き</p> <p>平成14年7月及び平成15年7月に公布され、平成15年7月25日から施行された東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「東南海・南海地震法」という。)第7条及び東南海・南海地震法施行令第3条の規定により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域内における高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)に係る第一種製造者(東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者に限り、また、不活性ガスのみの製造者を除く。)は、東南海・南海地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成し、知事に届け出るとともに、写しを市町村長に送付することが定められた。また、地域の指定の際に現に製造を行っている当該第一種製造者は、その指定の日から6ヶ月以内に対策計画を作成し、届出及び写しの送付を行うことが定められている。なお、東南海・南海地震法第8条の規定により、高圧法による危害予防規程に東南海・南海地震法第7条に規定する事項について定めたときは、対策計画とみなされることになっている。</p> <p>このため、平成15年7月25日付け経済産業省令第86号によりコンビナート等保安規則第22条、液化石油ガス保安規則第61条、一般高圧ガス保安規則第63条及び冷凍保安規則第35条が改正され、第一種製造者(東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者に限り、また、不活性ガス又は圧縮空気のみ製造者を除く。以下同じ。)が定める危害予防規程において「東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保並びに東南海・南海地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項の細目(以下「東南海・南海地震防災規程」という。)を定めることとなった。</p> <p>この規程は、冷凍保安規則の適用を受ける第一種製造者の事業所を対象とするものであって、危害予防規程を変更しその追加規程として定める東南海・南海地震防災規程の規範である。</p> <p>この規範の作成に当たっては、関係行政庁及び学識経験者からなる危害予防規程の規範の見直し専門委員会を設置し、東南海・南海地震防災規程に関する考え方及び掲げべき事項について審議し、東南海・南海地震防災規程の規範として作成した。各事業所の東南海・南海地震防災規程の作成に当たっては、東南海・南海地震法に基づき指定の機関が定めた東南海・南海地震防災対策推進計画(以下「推進計画」という。)と矛盾又は抵触することのないよう、この規程を参考にするとともにそれぞれの事業所の実態に適合するよう作成されたい。</p> <p align="right">平成16年4月</p> | <p>①②に分割したが内容に変わりなし。</p> <p>分科会(旧:専門委員会)は設置しない。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>1. 目的 高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法」という。）に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における当該事業所の津波に係る地震防災に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> | <p>1. 目的 高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する地震対策特別措置法（以下「東南海・南海地震法」という。）に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における当該事業所の津波に係る地震防災に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> | |
| <p>2. 用語の定義 この規程において掲げる用語の定義は高圧法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか次による。 地震防災細則：当該事業所において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称している。</p> | <p>2. 用語の定義 この規程において掲げる用語の意義は高圧法、東南海・南海地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか次による。 地震防災細則：当該事業所において、東南海・南海地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称している。</p> | |
| <p>3. 津波からの避難 津波からの円滑な避難に関して、津波に関する情報の伝達、具体的な避難場所、方法、経路等について地震防災細則に定め、その定めるところに従って避難する。</p> | <p>3. 津波からの避難 津波からの円滑な避難に関して、具体的な避難場所、方法、経路等について地震防災細則に定め、その定めるところに従って避難する。</p> | <p>危害予防規程に、事故・災害発生時の事業所内外の関係者への通報連絡を規定しているが、明確にするため追加</p> |
| <p>4. 地震防災に係る教育訓練 次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。 (1) 地震・津波に関する知識、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法及び同法施行令、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育 (2) 第3項の津波からの円滑な避難に関する訓練その他地震防災上必要な訓練</p> | <p>4. 地震防災に係る教育訓練 次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。 (1) 地震・津波に関する知識、東南海・南海地震法及び同法施行令、東南海・南海地震防災規程及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育 (2) 第3項の津波からの円滑な避難に関する訓練その他地震防災上必要な訓練</p> | |
| <p>5. 地震防災に係る広報 事業所周辺の地域住民に対する地震防災上必要な広報については、地震防災訓練その他必要な事項に関して、地震防災細則に定める内容、方法、時期等に従って広報を行う。</p> | <p>5. 地震防災に係る広報 事業所周辺の地域住民に対する地震防災上必要な広報については、地震防災訓練その他必要な事項に関して、地震防災細則に定める内容、方法、時期等に従って広報を行う。</p> | |
| <p>6. 地震防災に係る事業所の長等の職務 事業所の長は、冷凍保安責任者等関係者と協議して日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程及び地震防災細則を作成し、実施の責任者は、地震防災細則の定めるところによる。 事業所の長は、これらの実施について統括管理する。</p> | <p>6. 地震防災に係る事業所の長等の職務 事業所の長は、冷凍保安責任者等関係者と協議して東南海・南海地震防災規程及び地震防災細則を作成し、実施の責任者は、地震防災細則の定めるところによる。事業所の長は、これらの実施について統括管理する。</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>7. この規程の制定又は変更 事業者は、この<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程</u>を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しを市町村長に送付するものとする。 これを<u>変更したときも同様とする。</u></p> | <p>7. この規程の制定又は変更 事業者は、この<u>東南海・南海地震防災規程</u>を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした東南海・南海地震防災規程の写しを市町村長に送付するものとする。 これを<u>変更したときも同様とする。</u></p> | |
| <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 第一種製造者・冷凍関係事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範の解説（作業案）</p> | <p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係 冷凍関係事業所用 東南海・南海地震防災規程の規範の解説</p> | |
| <p>1. 第一種製造者が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法の規定に基づき制定する「対策計画」について、その基本となるべき事項を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程とし、危害予防規程の追加規程として位置付けし制定する。</p> | <p>1. 第一種製造者が東南海・南海地震法の規定に基づき制定する「対策計画」について、その基本となるべき事項を東南海・南海地震防災規程とし、危害予防規程の追加規程として位置付けし制定する。</p> | |
| <p>2. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程に基づく津波に係る地震防災に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。</p> | <p>2. 東南海・南海地震防災規程に基づく津波に係る地震防災に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。</p> | |
| <p>3. この規程の内容は高圧法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。</p> | <p>3. この規程の内容は高圧法及び東南海・南海地震法に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。</p> | |
| <p>4. この規程及び地震防災細則は、道県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。したがって、この規程及び地震防災細則の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。 なお、推進計画の改訂等があれば、これに合わせ地震防災細則の改訂等を検討する必要がある。</p> | <p>4. この規程及び地震防災細則は、都府県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。したがって、この規程及び地震防災細則の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。 なお、推進計画の改訂等があれば、これに合わせ地震防災細則の改訂等を検討する必要がある。</p> | <p>北海道 青森県 岩手県 宮城県 福島県</p> |
| <p>5. この規程の作成に当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法に基づく津波に係る地震防災に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p> | <p>5. この規程の作成に当たっては、東南海・南海地震法に基づく津波に係る地震防災に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p> | |
| <p>6. この規程に掲げる用語の意義は第2項の「用語の定義」によるが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法において、「『地震防災』とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。」と定義されている。</p> | <p>6. この規程に掲げる用語の意義は第2項の「用語の意義」によるが、東南海・南海地震法において、「『地震防災』とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。」と定義されている。</p> | |
| <p>7. 第4項の「地震防災に係る教育訓練」については、当該事業所が別に制定した「保安教育計画」に基づくとともに、別に実施計画を具体的に定めて実施する。 <u>なお、努めて関係地方公共団体等防災関係機関の実施する防災訓練に参加するよう留意する。</u></p> | <p>7. 第4項の「地震防災に係る教育訓練」については、当該事業所が別に制定した「保安教育計画」に基づくとともに、別に実施計画を具体的に定めて実施する。</p> | <p>保安教育計画に、災害防止に関する社外の集合教育訓練等に積極的に参加させる旨規定しているが、明確にするため追加</p> |

| <p>8. 第5項の「地震防災に係る広報」については、事業所周辺の地域住民と日頃から連携を密にし、事業所に起因する混乱を招くことのないよう適切な広報活動を必要とする。</p> | <p>8. 第5項の「地震防災に係る広報」については、事業所周辺の地域住民と日頃から連携を密にし、事業所に起因する混乱を招くことのないよう適切な広報活動を必要とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------|---|----|--|-------|--|-----------|---|--------------|----------------------|---|----|----------------------------------|-------|--|-----------|--|
| <p>9. 地震が発生したときの措置については、第3項の「津波からの避難」を除き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この規範には含まないものとした。</p> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震法</u>の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること、また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u>発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講じることとなる。</p> <p>したがって、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u>が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p> | <p>9. 地震が発生したときの措置については、第3項の「津波からの避難」を除き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この規範には含まないものとした。</p> <p><u>東南海・南海地震法</u>の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること、また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、<u>東南海・南海地震</u>発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講じることとなる。</p> <p>したがって、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても<u>東南海・南海地震</u>が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>10. 冷凍保安規則第35条第7項に定められた事項とその細目に対応するこの規範の項目を次に示す。</p> <table border="1" data-bbox="89 893 1008 1197"> <thead> <tr> <th>保安規則に定められた事項</th> <th>左欄の事項の細目に対応するこの規範の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u>に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>二、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u>に係る防災訓練に関する事項</td> <td>4.(2)</td> </tr> <tr> <td>三、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td>4.(1)及び5.</td> </tr> </tbody> </table> | 保安規則に定められた事項 | 左欄の事項の細目に対応するこの規範の項目 | 一、 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項 | 3. | 二、 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u> に係る防災訓練に関する事項 | 4.(2) | 三、 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 | 4.(1)及び5. | <p>10. 冷凍保安規則第35条第5項に定められた事項とその細目に対応するこの規範の項目を次に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1030 893 1948 1197"> <thead> <tr> <th>保安規則に定められた事項</th> <th>左欄の事項の細目に対応するこの規範の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一、<u>東南海・南海地震</u>に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td>3.</td> </tr> <tr> <td>二、<u>東南海・南海地震</u>に係る防災訓練に関する事項</td> <td>4.(2)</td> </tr> <tr> <td>三、<u>東南海・南海地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td>4.(1)及び5.</td> </tr> </tbody> </table> | 保安規則に定められた事項 | 左欄の事項の細目に対応するこの規範の項目 | 一、 <u>東南海・南海地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項 | 3. | 二、 <u>東南海・南海地震</u> に係る防災訓練に関する事項 | 4.(2) | 三、 <u>東南海・南海地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 | 4.(1)及び5. | |
| 保安規則に定められた事項 | 左欄の事項の細目に対応するこの規範の項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一、 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項 | 3. | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二、 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u> に係る防災訓練に関する事項 | 4.(2) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三、 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 | 4.(1)及び5. | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保安規則に定められた事項 | 左欄の事項の細目に対応するこの規範の項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一、 <u>東南海・南海地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項 | 3. | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二、 <u>東南海・南海地震</u> に係る防災訓練に関する事項 | 4.(2) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三、 <u>東南海・南海地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 | 4.(1)及び5. | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【参考】

危害予防規程の規範（冷凍関係事業所用） 第6章 異常状態に対する措置

6.2 事故・災害に対する措置

事故・災害に対する措置は、定められた基準に従って、関係者を教育訓練し、適切に実施する。

その基準は、各種の事故・災害を想定し、高圧ガスの種類及び事故・災害の程度に対応する応急措置、防災活動、事業所内外及び非番者への通報連絡、退避の方法及び指揮、原因の調査及び対策等に関する内容をとする。